

個人賠償責任補償特約（国内旅行傷害保険特約用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
こ	国内旅行特約	この特約が付帯される国内旅行傷害保険特約をいいます。
	個人賠償責任保険金額	当社が支払う賠償責任保険金の限度額で、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
さ	財物の損壊	財物の滅失、破損または汚損をいい、紛失、盗取および詐取を含みます。
し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
は	賠償責任保険金	被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額に対して支払われる保険金をいいます。
ほ	保険金	この特約で支払われる賠償責任保険金および費用をいいます。
め	免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
り	旅行行程	国内旅行特約<用語の定義>に規定する旅行行程をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において生じた偶然的事故（注）により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

（注）以下「事故」といいます。

(2) 当社は、(1)のほか、国内旅行特約第2条（保険金を支払う場合）(2)に規定する場合において、被保険者が、日本国外において旅行行程中に生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しても、保険金を支払います。

(3) (1)または(2)の被保険者が責任無能力者の場合には、親権者等（注1）を被保険者とします。ただし、当社が(1)または(2)の保険金を支払うのは、その責任無能力者が旅行行程中に生じた偶然的事故により他人に加えた身体の障害または他人の財物の損壊について、親権者等（注1）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

（注1）(1)または(2)の被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する者（注2）をいいます。

（注2）監督義務者に代わって被保険者を監督する者は、被保険者の親族に限ります。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、保険金を支払います。
 - ⑤ 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者と同居する親族（注1）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、ホテル、旅館等の宿泊施設の客室（注2）に与えた損害を除きます。
 - ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑩ 航空機、船舶（注3）、車両（注4）、銃器（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （注1）旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
- （注2）客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
- （注3）原動力が専ら人力であるものを除きます。
- （注4）ゴルフ場構内におけるゴルフカートおよび原動力が専ら人力であるものを除きます。
- （注5）空気銃を除きます。

第4条（保険金の支払額）

当社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき当社の支払う賠償責任保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を支払の限度とします。

支払保険金の額	=	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額（注）
		被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額
		保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

- ② 当社は、①に定める賠償責任保険金のほか、次条の費用の金額を支払います。ただし、同条④および⑤の費用は、①の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額を支払います。

$$\frac{\text{支出した費用の額}}{\text{個人賠償責任保険金額}} \times \text{①の被保険者が負担する損害賠償責任の額}$$

(注) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金の額を含みます。

第5条 (費用)

費用とは、被保険者が支出した次の費用(注)をいいます。

①	第7条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	第7条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③	事故が発生した場合において、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④	損害賠償請求に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
⑤	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
⑥	当会社は、第9条(当会社による解決)(2)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条 (事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止に努めること。						
②	次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること(注1)。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>ア.</td> <td>事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名または名称、年齢、職業および事故の状況</td> </tr> <tr> <td>イ.</td> <td>事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称</td> </tr> <tr> <td>ウ.</td> <td>損害賠償の請求を受けた場合は、その内容</td> </tr> </table>	ア.	事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名または名称、年齢、職業および事故の状況	イ.	事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称	ウ.	損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
ア.	事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名または名称、年齢、職業および事故の状況						
イ.	事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称						
ウ.	損害賠償の請求を受けた場合は、その内容						
③	他人に損害賠償の請求(注2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。						
④	損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認						

	を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑤	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥	他の保険契約等の有無および内容(注3)について遅滞なく当会社に通知すること。
⑦	①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 当会社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。

(注2) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注3) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条 (事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (当会社による解決)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、正当な理由がなく(2)の協力に応じない場合は、(1)の規定は適用しません。

第10条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、その被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定す

る者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）

（注1）普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（注2）普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（5）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 （保険金の支払時期）

（1）当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

	照会または調査	日数
①	（1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
②	（1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	（1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤	（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外にお	180日

ける調査

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第12条 （時効）

保険金請求権は、第10条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条 （代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権（注）は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権（注）の全額

② ①以外の場合被保険者が取得した債権（注）の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

（2）（1）の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権（注）は、当社に移転した債権（注）よりも優先して弁済されるものとします。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

（3）保険契約者および被保険者は、当社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第14条 （先取特権）

（1）事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第5条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

（2）当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。た

だし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第5条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第15条 (普通保険約款および他の特約との関係)

(1) この特約が適用される場合には、普通保険約款のうち次に掲げる規定は適用しません。

① 第1章基本条項の規定のうち、次に掲げる規定

- ア. 第15条(事故の通知)
- イ. 第16条(保険金の請求)
- ウ. 第17条(保険金の支払時期)
- エ. 第19条(時効)
- オ. 第20条(代位)

② 第2章補償条項の規定のうち、次に掲げる規定

- ア. 第2条(保険金を支払わない場合—その1)
- イ. 第3条(保険金を支払わない場合—その2)

(2) この特約については、普通保険約款のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章基本条項第2条(告知義務)(3)③の規定中「第2章補償条項第1条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「個人賠償責任補償特約(国内旅行傷害保険特約)第1条(保険金を支払う場合)の事故が発生する前に」

② 第1章基本条項第2条(告知義務)(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「損害の発生した後に」

③ 第1章基本条項第2条(告知義務)(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「生じた損害」

④ 第1章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)①の規定中「傷害を生じさせ」とあるのは「損害を生じさせ」

(3) 当会社は、普通保険約款第1章基本条項第9条(重大事由による解除)(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

「

(3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた賠償責任保険金の対象となる損害

(4) この特約については、国内旅行特約第1条(保険責任の始期および終期)(4)の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、国内旅行特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

①	保険金請求書
②	保険証券
③	当会社の定める事故状況報告書
④	公の機関(やむを得ない場合には、第三者)が発行する事故証明書
⑤	死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑥	後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑦	傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑧	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑨	被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)
⑩	保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
⑪	その他当社が第11条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。